

議案第136号

大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する
条例の制定について

令和6年12月12日(木)

福祉部やまびこ総合支援センター

1 改正理由

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義し、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。

同法の趣旨を踏まえ、令和7年4月1日の組織再編に合わせ、こども未来部における組織名称を「こども」表記に統一するため、名称変更を行うとともに、やまびこ総合支援センターの所管事業を部の再編に伴って整理するため、市条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1)「大津市立北部子ども療育センター」→「大津市立北部こども療育センター」
「大津市立東部子ども療育センター」→「大津市立東部こども療育センター」に変更

(2)現在のやまびこ総合支援センターにおける事業を以下のとおり整理

児童向けの療育関係事業・・・こども未来部に新設する「やまびここども療育センター」へ
上記以外の事業・・・健康福祉部所管の「やまびこ総合支援センター」へ

3 第2条 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)																		
(名称及び位置) 第2条 通所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 通所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>大津市立やまびこ総合支援センター</td><td>大津市馬場二丁目13番50号</td></tr><tr><td>大津市立北部子ども療育センター</td><td>大津市和邇中176番地の1</td></tr><tr><td>大津市立東部子ども療育センター</td><td>大津市萱野浦1番11号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	大津市立やまびこ総合支援センター	大津市馬場二丁目13番50号	大津市立北部子ども療育センター	大津市和邇中176番地の1	大津市立東部子ども療育センター	大津市萱野浦1番11号	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>大津市立やまびこ総合支援センター</td><td>大津市馬場二丁目13番50号</td></tr><tr><td>大津市立北部こども療育センター</td><td>大津市和邇中176番地の1</td></tr><tr><td>大津市立やまびここども療育センター</td><td>大津市馬場二丁目13番50号</td></tr><tr><td>大津市立東部こども療育センター</td><td>大津市萱野浦1番11号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	大津市立やまびこ総合支援センター	大津市馬場二丁目13番50号	大津市立北部こども療育センター	大津市和邇中176番地の1	大津市立やまびここども療育センター	大津市馬場二丁目13番50号	大津市立東部こども療育センター	大津市萱野浦1番11号
名称	位置																		
大津市立やまびこ総合支援センター	大津市馬場二丁目13番50号																		
大津市立北部子ども療育センター	大津市和邇中176番地の1																		
大津市立東部子ども療育センター	大津市萱野浦1番11号																		
名称	位置																		
大津市立やまびこ総合支援センター	大津市馬場二丁目13番50号																		
大津市立北部こども療育センター	大津市和邇中176番地の1																		
大津市立やまびここども療育センター	大津市馬場二丁目13番50号																		
大津市立東部こども療育センター	大津市萱野浦1番11号																		

3 第4条 改正部分の抜粋(1)

現行	改正後(案)
<p>(サービスの提供)</p> <p>第4条 通所施設においては、児童福祉法に規定するサービスのうち、次に掲げるものを提供する。</p> <p>(1) 障害児通所支援(放課後等デイサービスを除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 障害児相談支援</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、大津市立やまびこ総合支援センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービスのうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる障害福祉サービス</p> <p>(ア) 居宅介護</p> <p>(イ) 重度訪問介護</p> <p>(ウ) 行動援護</p> <p>(エ) 生活介護</p> <p>イ 相談支援(基本相談支援及び計画相談支援に限る。以下同じ。)</p> <p>(2) 移動支援</p> <p>(3) 日中一時支援</p> <p>(4) 入浴サービス</p> <p>(5) 夜間の一時保護</p> <p>(6) 訪問型生活介護</p>	<p>(サービスの提供)</p> <p>第4条 (削る)</p> <p>1 大津市立やまびこ総合支援センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) から (6) まで (略)</p>

3 第4条 改正部分の抜粋(2)

現行	改正後(案)
<p>(新設)</p> <p>3 第1項各号に掲げるもののほか、大津市立北部子ども療育センターにおいては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援を提供する。</p> <p>4 第1項各号に掲げるもののほか、大津市立東部子ども療育センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援 (2) 発達支援療育</p>	<p>2 通所施設(大津市立やまびこ総合支援センターを除く。)においては、次に掲げるサービスを提供する。 (1) 児童福祉法に規定するサービスのうち、次に掲げるもの ア 障害児通所支援(放課後等デイサービスを除く。以下同じ。) イ 障害児相談支援 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する相談支援</p> <p>(削る)</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、大津市立東部こども療育センターにおいては、発達支援療育を提供する。 (1)及び(2)削除</p>

3 第6条 改正部分の抜粋(1)

現行	改正後(案)
<p>(利用の資格) 第6条 障害児通所支援を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 本市の区域内に住所を有し、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児 (2) 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた障害児 (3) 保護者が第1号に規定する通所給付決定又は前号に規定する措置を受けていないことについて、市長がやむを得ない事由があると認める障害児</p> <p>2 障害福祉サービス(第4条第2項第1号アに掲げるサービスをいう。以下この項及び第7条第3項において同じ。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 本市の区域内に住所を有し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する支給決定(障害福祉サービスに係るものに限る。)に係る障害者等 (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定による措置を受けた者 (3) 児童福祉法第21条の6の規定による措置(障害福祉サービス(生活介護を除く。))に係るものに限る。)を受けた者</p>	<p>(利用の資格) 第6条 (削る)</p> <p>障害福祉サービス(第4条第1項第1号アに掲げるサービスをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1)から(3)まで (略)</p>

3 第6条 改正部分の抜粋(2)

現行	改正後(案)
<p>3 移動支援を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、外出時に移動の支援が必要であると市長が認める者とする。</p>	2 (略)
<p>4 日中一時支援を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認める者とする。</p>	3 (略)
<p>5 入浴サービスを利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳(次項において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者その他自宅において入浴することが困難であると認められる者のうち、あらかじめ市長に申請し利用者の登録を受けている者とする。</p>	4 (略)
<p>6 夜間の一時保護を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている障害児を含む。)のうち、あらかじめ市長に申請し利用者の登録を受けている者とする。</p>	5 (略)
<p>7 訪問型生活介護を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている18歳以上の者のうち障害の状態、特性その他の事情により生活介護その他の居宅外で行われる障害福祉サービスを受けるために外出することに困難を有すると市長が認める者とする。</p>	6 (略)

3 第6条 改正部分の抜粋(3)

現行	改正後(案)
<p>(新設)</p> <p>8 発達支援療育を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有する社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児のうち継続的な支援が必要であると市長が認める者及びその保護者とする。</p> <p>9 前各項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があるときは、これらの規定に定める者以外の者に対し、サービスの利用を認めることができる。</p>	<p>7 障害児通所支援を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有し、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児</p> <p>(2) 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた障害児</p> <p>(3) 保護者が第1号に規定する通所給付決定又は前号に規定する措置を受けていないことについて、市長がやむを得ない事由があると認める障害児</p> <p>8及び9 (略)</p>

3 第7条 改正部分の抜粋(1)

現行	改正後(案)
<p>(使用料等) 第7条 障害児通所支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「基準額」という。）とする。</p>	<p>(使用料等) (削る)</p>
<p>2 障害児相談支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第24条の2第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>(削る)</p>
<p>3 障害福祉サービスの利用に係る使用料の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>(略)</p>
<p>4 計画相談支援の利用に係る使用料の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>5 移動支援、日中一時支援、入浴サービス、夜間の一時保護及び訪問型生活介護の利用に係る使用料の額は、規則で定める。</p>	<p>3 (略)</p>

3 第7条 改正部分の抜粋(2)

現行	改正後(案)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 通所施設において食事又は間食の提供を受けた場合に要する費用の額は、規則で定める。</p>	<p>4 障害児通所支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「基準額」という。)とする。</p> <p>5 障害児相談支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>6 (略)</p>

3 第8条 改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
<p>(使用料の減免) 第8条 市長は、障害児通所支援を利用した者(第6条第1項第1号に掲げる者に限る。)に対し、その利用に係る使用料のうち、基準額からその者に対して支給される障害児通所給付費等に相当する額を控除した額に相当する額を免除する。</p> <p>2 市長は、障害児通所支援を利用した者(第6条第1項第3号に掲げる者に限る。)に対し、その利用に係る使用料のうち、基準額に相当する額を免除する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>第8条 市長は、障害児通所支援を利用した者(第6条第7項第1号に掲げる者に限る。)に対し、その利用に係る使用料のうち、基準額からその者に対して支給される障害児通所給付費等に相当する額を控除した額に相当する額を免除する。</p> <p>2 市長は、障害児通所支援を利用した者(第6条第7項第3号に掲げる者に限る。)に対し、その利用に係る使用料のうち、基準額に相当する額を免除する。</p> <p>3 (略)</p>

4 施行期日 令和7年4月1日